

# 社会福祉法人 にいがた寿会

## 令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画について

当法人の介護職員等の処遇を改善する、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和 6 年度介護報酬改定において、要件及び加算率を組み合わせるかたちで、令和 6 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化されます。また、令和 6 年 2 月分から支給開始した介護職員処遇改善支援補助金は、令和 6 年 2 月分から 5 月分の 4 か月限定であり、6 月分からは新たな「介護職員等処遇改善加算」に包括されます。

以上により、当法人は、令和 6 年 6 月からの新たな「介護職員等処遇改善加算」のうち新加算 I を算定し、賃金改善の実施期間等は、下記のとおりです。

当法人全体で令和 6 年度の賃金改善の見込額は、下記のとおり 169,000 千円（加算見込額約 168,665 千円、当法人負担額約 335 千円）であり、これを給与及び手当等として、各職員に支給いたします。

### 記

1.賃金改善実施期間 令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月

### 2.賃金改善計画

単位：円

令和6年度の加算の見込額	168,665,194
うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	14,440,290
うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	0
令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額	168,665,194
令和6年度の賃金改善の見込額	169,000,000

※上記の加算見込額は現時点での推計値であり、実際の加算額は、基本サービス費に各種加算減額を加えた 1 月当たりの総単位数に加算率を乗じたものとなります。

### 3.賃金改善を行う具体的な取組

(1)基本給 (2)役割給 (3)加算基本給 (4)職能手当 (5)役付手当